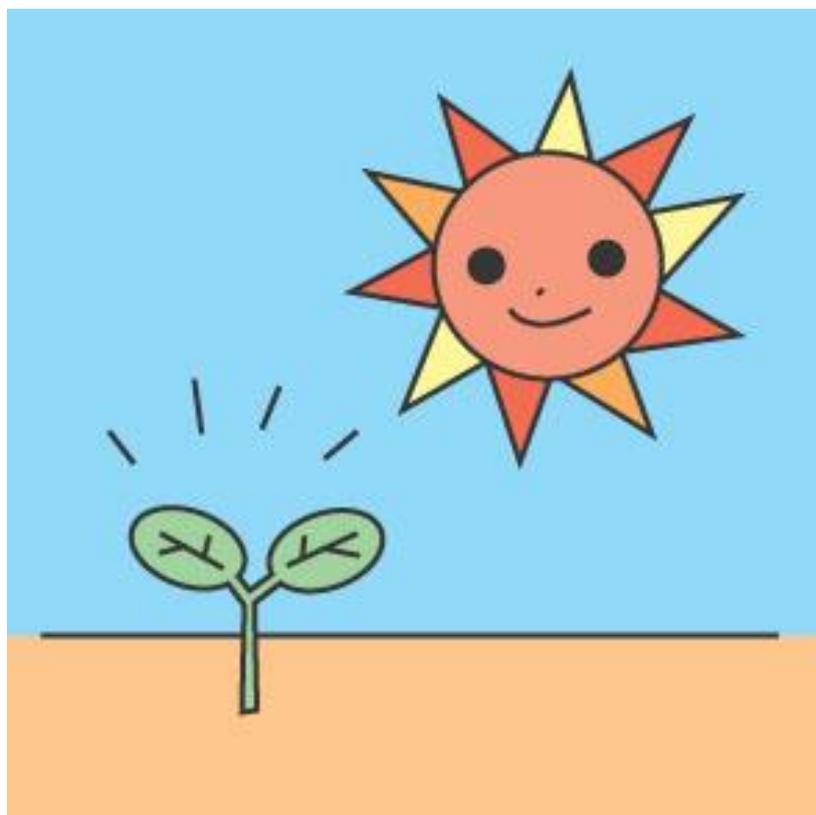


第4次北栄町男女共同参画基本計画

縮小版



令和4年3月 北栄町

認め合い、支え合い、『誰もが輝くまち』をめざして

◇計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国際社会において、2015年(平成27年)の国連サミットで、SDGs(持続可能な開発目標)という、国際的な目標が採択されました。このSDGsのゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」には、すべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会をつくること、女性が自分のことを自分で決めながら生きる力をつけられるようにすることを目指して、性別を問わず、誰もが自分の能力を発揮できる世の中をつくることの重要性が示されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからのDVや性暴力の増加・深刻化が懸念されており、子育てや介護等の女性の負担増加も懸念されています。さらに、経済的困難におちいるひとり親家庭の増加も危惧されます。その反面、オンライン活用が普及して新しい働き方の可能性が広がり、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す契機となり得るものでもあります。

本町では、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」を踏まえつつ、社会情勢の変化等に対応した男女共同参画社会の実現を図るため、今後の取り組みを示した「第4次北栄町男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「第2次北栄町まちづくりビジョン」第3節「誰一人取り残さないまちづくり(人権・福祉・健康・男女)」第4項「男女共同参画社会の推進」を効果的に推進するための詳細計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び北栄町男女共同参画推進条例第8条に基づき、男女が社会の対等な構成員として男女共同参画社会を築くために、住民・地域・職場・行政が一体となって取り組む施策を総合的かつ体系的に推進するための行動計画です。

また、女性活躍推進法第6条第2項に定める市町村推進計画並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に定める市町村基本計画を兼ねるものとします。



3 計画の基本理念

北栄町男女共同参画推進条例第3条の4つの基本理念を、この計画の基本理念とします。

- (1)一人ひとりが社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が互いに尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、固定的性別役割分担意識¹を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 町における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

4 計画の目標

この計画は、「認め合い、支え合い、『誰もが輝くまち』の実現を目標とします。その目標を達成するために、「誰もが活躍できる環境づくり」「安全・安心に暮らせる社会づくり」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」という3つの基本目標を定めます。

5 計画の期間

計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

6 計画の推進体制

この計画の推進を図るためには、行政の取組はもとより、民間団体、女性団体、企業、関係機関、年齢や性別を問わず、すべての地域住民が連携を図り、実現に向けて理解と協力を得ながら進めていく必要があります。

(1) 推進体制及び計画の進行管理

①庁内における推進体制

②計画の進行管理

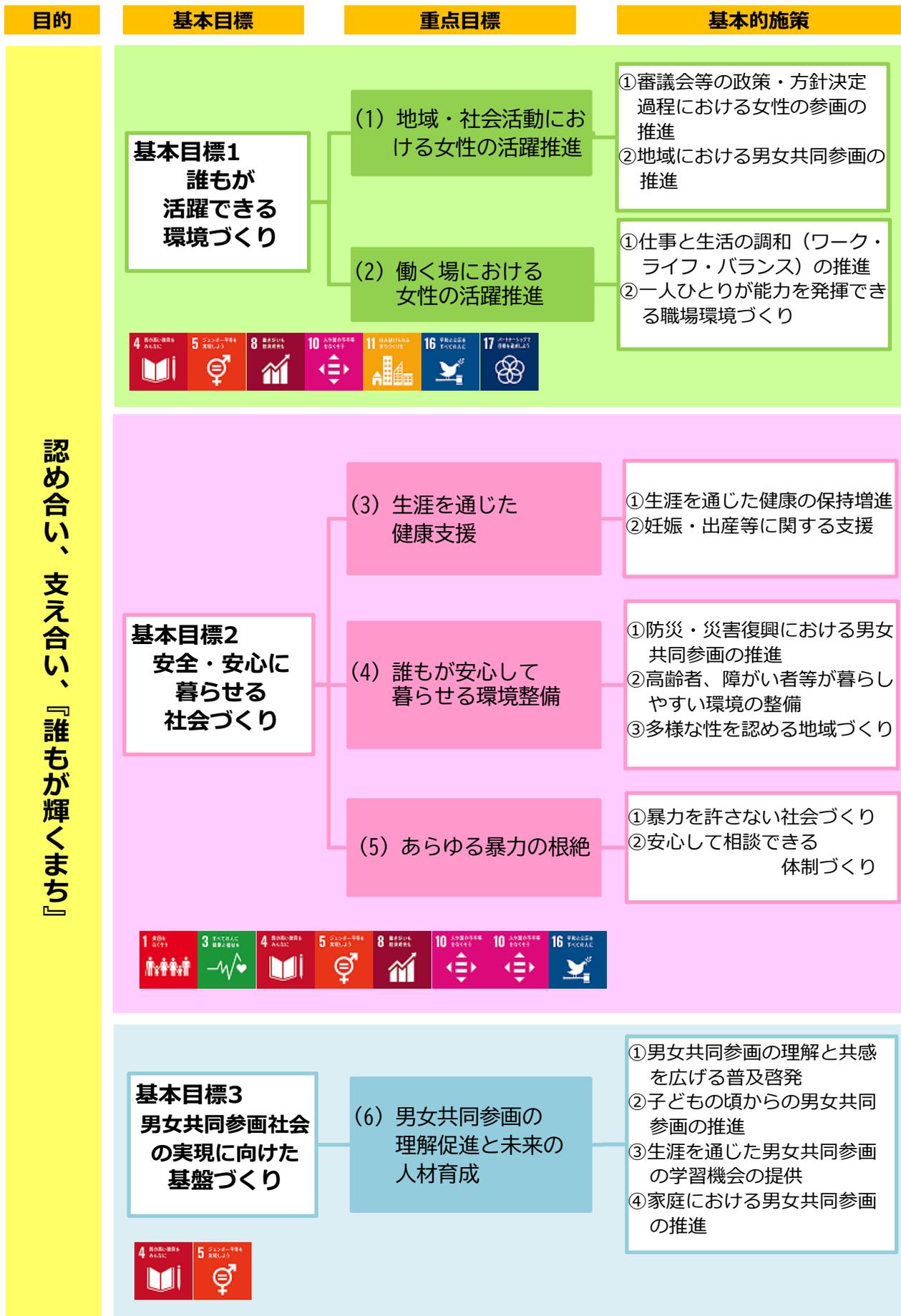
(2) 町民、関係機関、民間団体等との連携強化

(3) 活動拠点の施設の有効活用



1 固定的性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいう。

◇計画の体系



◇目標達成のための施策の展開

基本
目標

1

誰もが活躍できる環境づくり



【重点目標1】地域・社会活動における女性の活躍推進

- 北栄町まちづくりビジョンの「地域の中で生涯を通してやりがい・いきがいをもちながら過ごせるまち」を実現するためには、あらゆる場面で男女共同参画の視点を取り入れることが必要
- 地域の担い手を確保し、持続可能で活力ある地域社会を実現するためには、組織や地域社会に残る固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイヤス²)を解消し、女性の参画に協力・支援していくことが重要
- 学習機会の提供や地域活動の支援、人材発掘により、女性のエンパワーメント³を図ることにより、性別や年齢等が偏ることなく多様な人の参画を促進していくことが必要

①審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

・性別や年代に関わらず多様な意見を町の政策、方針決定に反映するため、各種審議会、委員会等への女性登用を促進します。

②地域における男女共同参画の推進

- ・地域社会に残る固定的性別役割分担意識の解消のための普及啓発を図ります。
- ・防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動に対し、多様な人材の参画を促進します。
- ・自治会、各種団体に向けた、女性の登用促進のための啓発、協力を要請していきます。
- ・誰もが自らの意思により地域活動に参加できるよう、情報提供や学習機会を充実します。

【重点目標2】働く場における女性の活躍推進

- 仕事と子育て、介護・社会活動等を含む二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、誰もがその能力を十分に発揮できる環境づくりが重要
- 多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が重要
- 誰もが能力を発揮でき、適正に評価されるよう、誰もが平等に経営や方針決定過程に参画していくことが必要

①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ・従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス⁴」の普及を進めます。
- ・育児・介護休業制度やテレワーク等、多様な働き方を可能とする制度の普及啓発に努めます。

2 アンコンシャス・バイヤス：過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気付かないうちに身に着的なものの見方や捉え方の偏り。無意識の偏見。

3 女性のエンパワーメント：女性が発展や改革に必要な力をつける(エンパワーメント)こと。

4 イクボス・ファミボス：子育てはもちろん、介護しながら働きつづけられる職場環境づくりを担い、部下の仕事と家庭の両立を応援する、ワーク・ライフ・バランスの実践リーダーのこと。

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりとして、保育サービスの充実や子育て世帯の経済的負担軽減を図り、妊娠・出産後も安心して働き続けられる環境を整備します。
- ・農業等の家族経営における女性の役割と位置づけを明確にし、ワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定⁵の制度の周知を図ります。

②一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり

- ・誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定を推進します。
- ・様々なハラスメント防止に向けての取組を推進します。
- ・企業における女性活躍の取組を推進します。
- ・起業をめざす女性に対して、段階に応じた支援を行い、事業が続けやすい環境づくりを進めます。

令和3年度に行った「男女共同参画意識調査(以下「意識調査」という。)」からみえたもの

図1 女性が自治会長等の役員になることについて、どう思いますか。 令和3年意識調査 問13

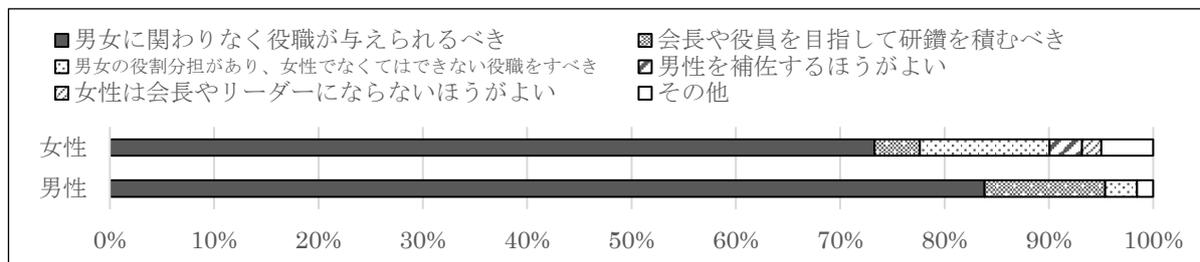


図2 もしあなたが自治会長等に推薦されたら引き受けますか。(男性の回答は、配偶者等の身近な女性が自治会長等に推薦された場合、引き受けることに賛成するか) 令和3年意識調査 問14

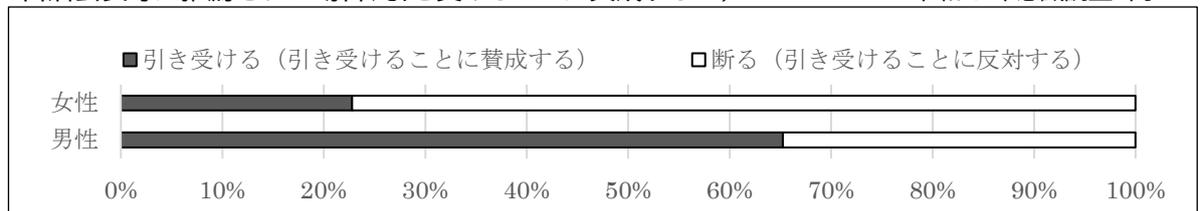
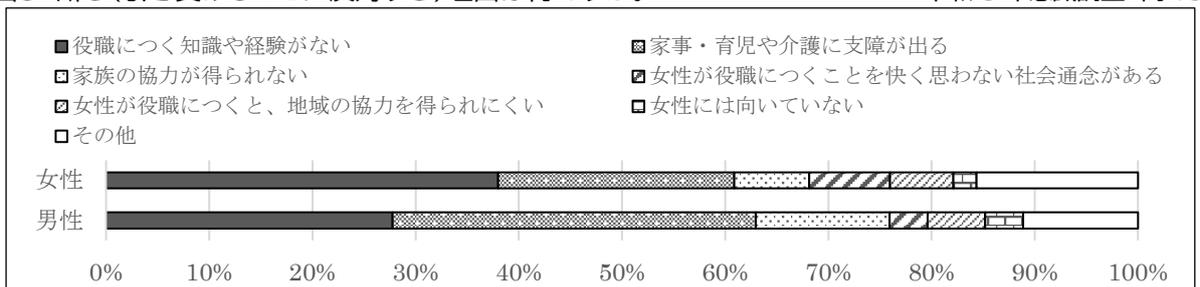


図3 断る(引き受けることに反対する)理由は何ですか。 令和3年意識調査 問15



5 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のこと。



【重点目標3】生涯を通じた健康支援

- 生涯を通じて誰もが安心して、いきいきと暮らすことができるよう、健康づくりや介護予防等の支援の充実が重要
- 各年齢に応じた性に関する教育や啓発を行い、多様な生き方や自分自身の身体や健康に関わることについて自己決定できる環境づくりが必要

①生涯を通じた健康の保持増進

- ・老年期における身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸のための健康づくりを支援します。
- ・健康づくりのため、スポーツに取り組みやすい環境づくりを推進します。
- ・女性が直面する健康上の様々な問題について、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。
- ・こころの健康の知識の普及啓発や自死の予防啓発を図るなど、こころの健康づくりを支援します。

②妊娠・出産等に関する支援

- ・誰もが安心・安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実を図ります。
- ・妊娠・出産に関する正しい知識や、命を大事にする、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)⁶の意識の普及、発達段階に応じた性に関する教育や啓発を行います。

【重点目標4】誰もが安心して暮らせる環境整備

- 災害などの非常時に一方の性別に負担が集中し、困難が深刻化しないよう、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取り組みの促進が必要
- 一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりや、誰もが安心して充実した生活ができるための支援が必要
- 様々な困難を抱える個人の主体性を尊重し、必要な支援を行い、その持てる力を引き出し、誰もが安心して暮らすことができる環境整備を進めることが必要

①防災・災害復興における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルを整備します。
- ・出前講座等による普及啓発や防災訓練の実施による防災体制づくり、「支え愛マップ」づくりを推進します。

②高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備

- ・地域共生社会の実現に向けた取り組みを地域福祉推進計画に基づいて進めます。
- ・重層的支援体制整備事業⁷の取り組みを進めます

6 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)：性と生殖に関する女性の健康、生命の安全を、女性のライフサイクルを通して、権利としてとらえようという概念。

7 重層的支援体制整備事業：既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かして、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別だけでは十分対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する取り組み。

③多様な性を認める地域づくり

- ・学校教育等において児童生徒の発達段階に応じた、きめ細やかな対応や教育を実施します。
- ・多様な性のあり方について、社会的な理解を促進するため、関係機関との連携強化を図ります。

【重点目標5】あらゆる暴力の根絶

- 男女間における暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題
- 外出自粛や生活不安等のストレスを原因とするDV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力の増加・深刻化が懸念
- 低年齢からの教育を強化し、暴力を容認しない社会環境の整備が必要

①暴力を許さない社会づくり

- ・DV、性暴力などを許さないという意識を社会に浸透させ、暴力の防止に向けた普及啓発、相談体制の充実、被害者支援を進めます。
- ・SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴う犯罪被害に対し、予防教育、啓発を進めます。
- ・子どもに対する暴力・虐待を根絶するため、関係機関との連携強化を図ります。

②安心して相談できる体制づくり

- ・被害者の立場に立った切れ目ない支援のため、関係機関との連携強化を図ります。
- ・LINEなどのSNSやメールなど、多様な相談手段に対し、関係機関と連携し、相談窓口の周知や充実を図ります。

図4 災害に備えるため、どのようなことが必要だと思いますか。

令和3年意識調査 問16

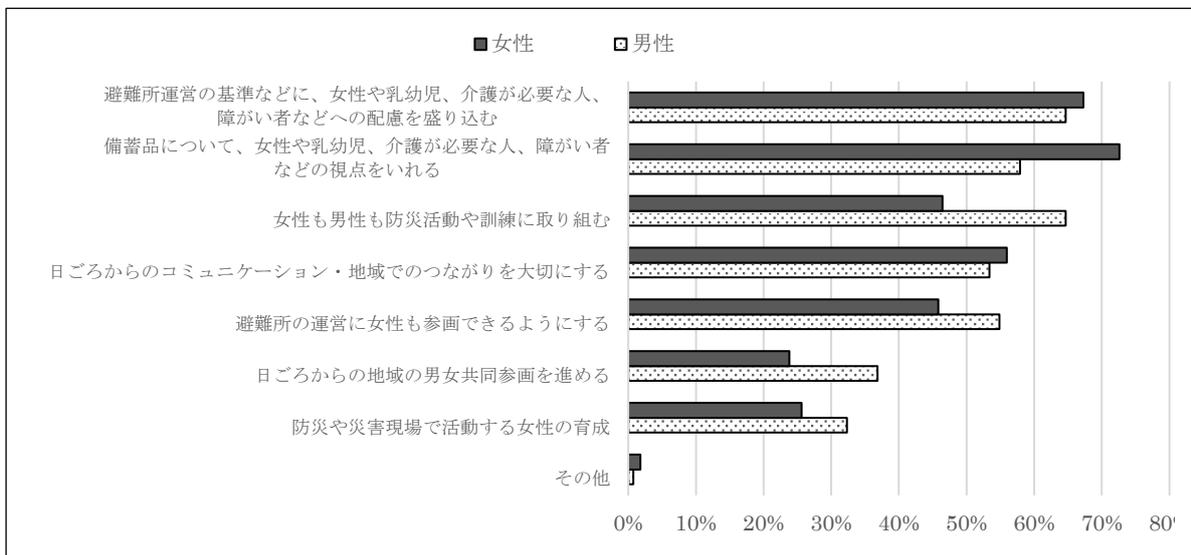
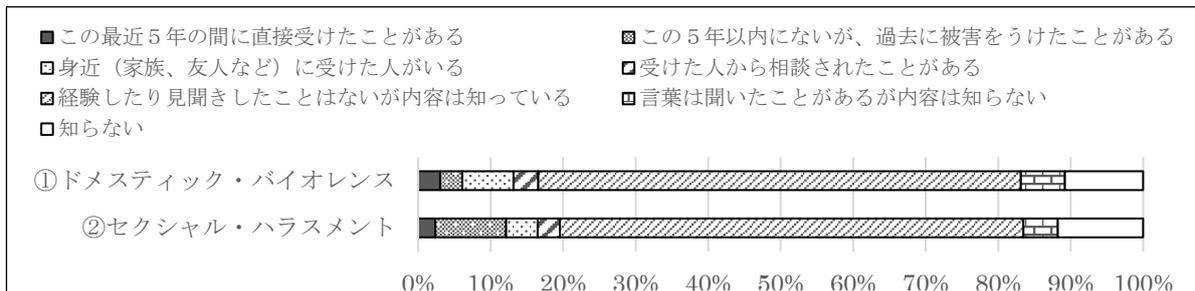


図5 DV、セクハラについて

令和3年意識調査 問11



【重点目標6】男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

- あらゆる場面で個人の望む生き方が尊重されるよう、理解を深め、意識を育むことが必要
- 幅広い年齢層に男女共同参画の意識や必要性の共感が得られるよう、広報・啓発活動が必要
- 生涯を通じた男女共同参画の学習機会を提供するため、家庭、職場、地域など様々な場面を通じて学習機会や学習情報の提供を行うなど、社会教育活動の充実を図る必要
- 家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、男性の参画を促す必要
- 男性も積極的に育児等に参画できる環境づくりを進めていく必要
- 子育てや介護等、地域で支える体制づくりも必要

①男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

- ・幅広い層に対し、様々な手段を通じて情報の発信・啓発を行います。
- ・男女共同参画週間に合わせて意識啓発を図ります。

②子どもの頃からの男女共同参画の推進

- ・発達段階に応じた人権の尊重、男女平等意識の育成に関する教育の充実を図ります。
- ・性に関する正しい知識を身につけるための教育を推進します。

③生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

- ・町民が男女共同参画に関する学習活動へ積極的に参加できる機会を提供します。
- ・鳥取県男女共同参画センターよりん彩が主催する男女共同参画に関する講座や研修会の情報を広く町民に提供します。
- ・インターネット、広報誌などを活用した情報の提供を行います。

④家庭における男女共同参画の推進

- ・男性の家庭生活への参画を促すとともに、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。
- ・講座などの開催により、男性の家庭生活への参画を推進します。
- ・家庭教育講座の開催や情報提供により、家庭における男女平等教育の推進を図ります。
- ・保護者の就労や社会参加を推進するため、延長保育や休日保育、一時預かりなどの保育サービスを充実します。
- ・介護家族の就労や社会参加を推進するため、サービスの情報や相談体制の充実を図ります。

図6 各分野における男女の地位の平等感について

令和3年意識調査 問1

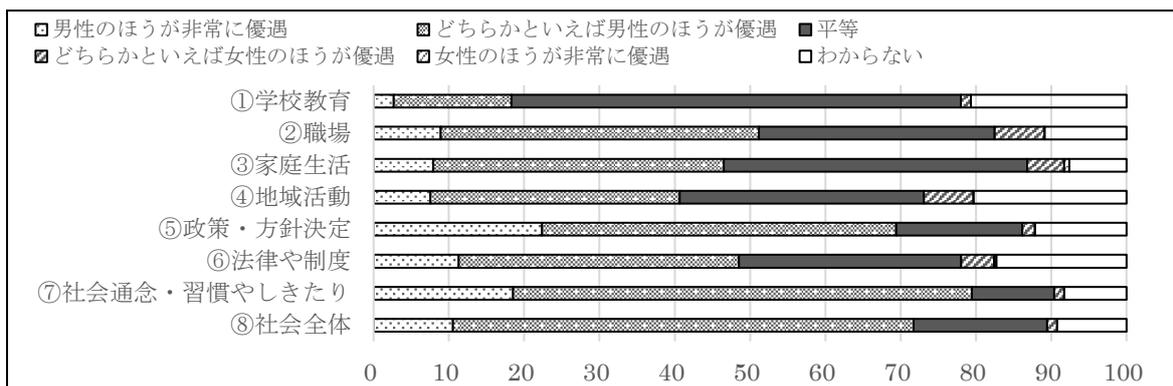
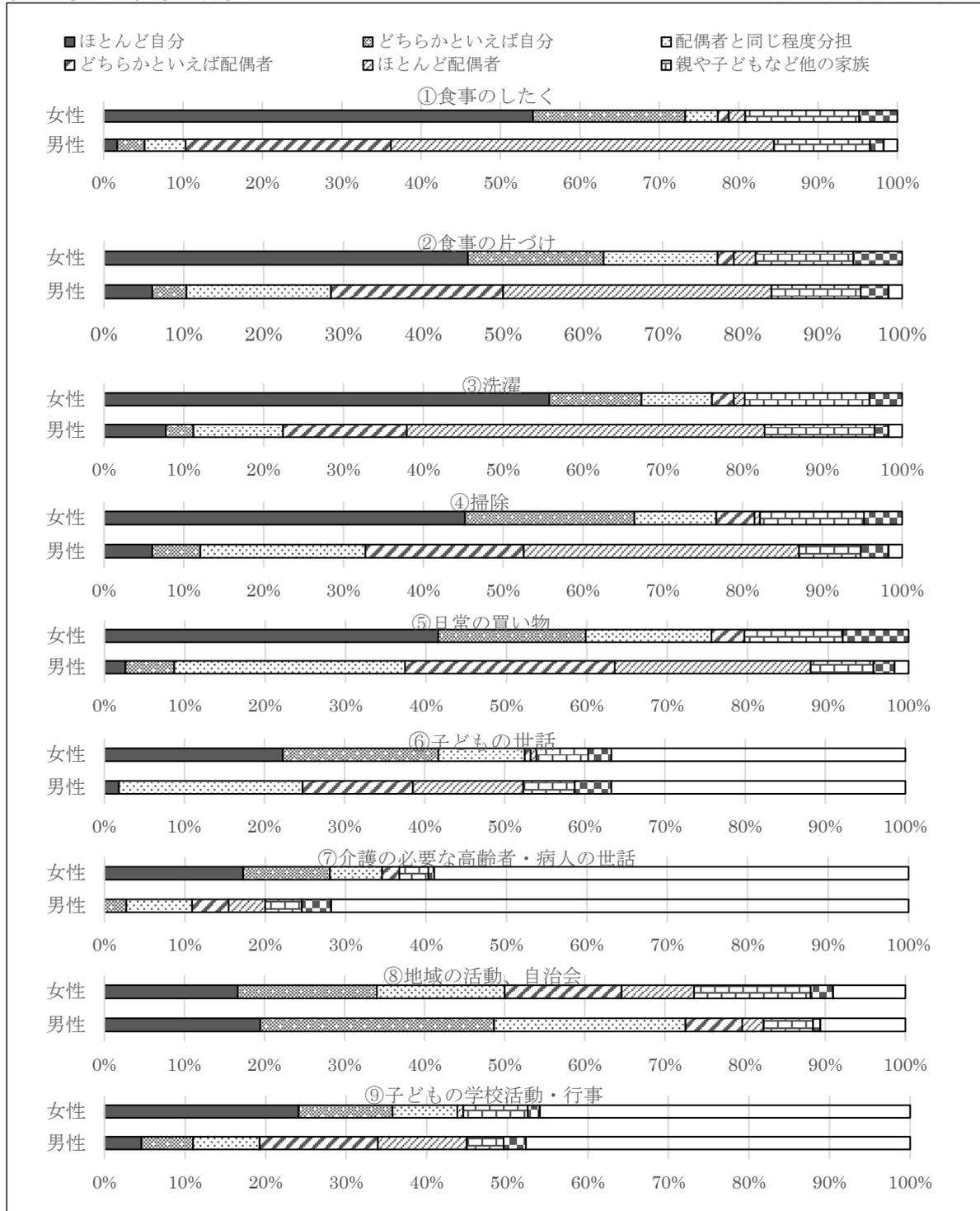


図7 家庭の仕事の分担について

令和3年意識調査 問4



◆◆◆ 数値目標 ◆◆◆

<基本目標1> 誰もが活躍できる環境づくり

指 標	現 状	目 標
重点目標(1)地域・社会活動における女性の活躍推進		
町の審議会、委員会等への女性の登用率	39.3% (R3)	男女共 40%以上 (毎年)
政策・方針決定の場において男女の地位が平等であると考える人の割合	16.8% (R3)	27%以上 (R8)
自治会や地域活動の場において男女の地位が平等であると考える人の割合	32.5% (R3)	43%以上 (R8)
重点目標(2)働く場における女性の活躍推進		
鳥取県男女共同参画推進企業認定数	22 社 (R3)	25 社以上 (R8)
役場における女性の管理職登用率	39.1% (R3)	40%以上 (毎年度)
家族経営協定(女性を含む)の締結数	116 組 (R3)	130 組以上 (R8)

<基本目標2> 安全・安心に暮らせる社会づくり

指 標	現 状	目 標
重点目標(3)生涯を通じた健康支援		
要介護認定率	14.7% (R1)	14.7% (現状維持)
いきいきサロンの開催	45 自治会 (R1)	58 自治会 (R8)
乳がん、子宮がん検診受診率	乳がん 37.4% 子宮がん 31.9%(R2)	乳がん 42.4% 子宮がん 38.0% (R8)
重点目標(4)誰もが安心して暮らせる環境整備		
認知症サポーター ⁸ 人数	3,970 人 (R3)	5,000 人 (R8)
人権を学ぶ会の開催	全自治会 (R1)	全自治会 (R8)

<基本目標3> 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

指 標	現 状	目 標
重点目標(5)あらゆる暴力の根絶		
DVについて「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」「知らない」と答えた人の割合	16.9% (R3)	8%以下 (R8)
セクシャル・ハラスメントについて「内容は知らない」「知らない」と答えた人の割合	16.5% (R3)	8%以下 (R8)
重点目標(6)男女共同参画の理解促進と未来の人材育成		
社会通念・習慣やしきたりなどにおいて男女の地位が平等であると考える人の割合	10.9% (R3)	21%以上 (R8)
学校教育で男女の地位が平等であると考える人の割合	59.7% (R3)	70%以上 (R8)
男女共同参画フォーラムの男性参加率	14.9% (R1)	20%以上 (R8)

⁸ 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするための資格。



第4次北栄町男女共同参画基本計画 概要版

策定 令和4年3月 北栄町

編集 北栄町企画財政課

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

TEL (0858)37-5864 FAX (0858)37-5339

E-mail kikaku@e-hokuei.net

HP <http://www.e-hokuei.net/>